

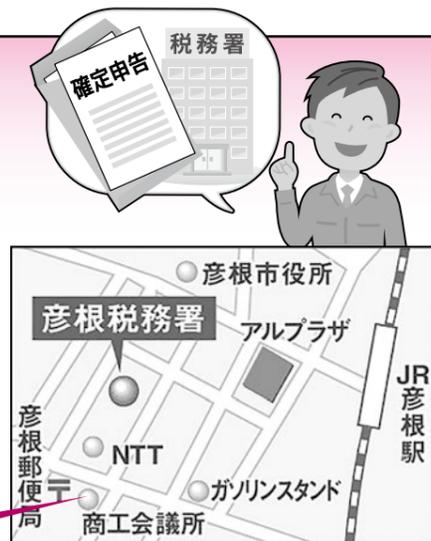
# 「確定申告」はお早めに

所得税及び復興特別所得税、町県民税の申告期間は、**2月16日(金)から3月15日(金)まで(土曜・日曜・祝日は除く)**です。

確定申告期間中の税務署の申告会場は、**彦根商工会議所 4階大ホール**です。町の申告相談会場は大変混雑しますので、お早めに税務署で申告をお済ませください。

申告書は、国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp/>の「確定申告書等作成コーナー」で作成できますので、ぜひご利用ください。

申告会場



## 確定申告が必要な方

- ・給与の年間収入金額が 2,000 万円を超える方
- ・1 か所から給与を受けている方で、給与所得や退職所得以外の各種所得合計額が 20 万円を超える方
- ・2 か所以上から給与を受けている方で、年末調整をしていない給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の各種所得金額との合計額が 20 万円を超える方
- ・営業、農業等の給与公的年金以外の収入がある方
- ・生命保険契約等に基づく一時金等の交付を受けた方



## 町で受付できない確定申告は次のとおりです

次に該当する方は税務署の指導により、必ず彦根商工会議所で申告をお願いします

- ・譲渡所得（株式譲渡、不動産譲渡など）がある方
- ・死亡された方の申告をする方
- ・住宅借入金等特別控除や住宅の耐震改修、バリアフリー化などの特別控除を受ける方
- ・雑損控除を受ける方（災害等による住宅の損害）
- ・白色の事業で収入が 1,000 万円以上の方
- ・確定申告書（控）に受付印が必要な方（町では確定申告書（控）に受付印を押すことができません）
- ・配当所得の申告をされる方
- ・外国税額控除のある方
- ・青色申告をする方
- ・初めて事業所得を申告する方

### 公的年金等を受給されている方へ

公的年金等の収入金額の合計額が 400 万円以下で、それ以外の所得金額が 20 万円以下である場合、所得税の確定申告を行う必要はありません。ただし、所得税の還付や住民税の控除を受ける場合は必要となります。

\*国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している方は、無職、無収入でも町県民税の申告が必要です。

### 申告相談のご案内はがきの発送について

◎令和 6 年 2 月初めに青色の圧着はがき「令和 5 年分所得税及び復興特別所得税確定申告および令和 6 年度町・県民税申告資料」を発送いたします。**この青色の圧着はがきは、確定申告の要否に関わらず町内の全世界に発送します。**必ず確定申告の要否を確認のうえ来庁いただきますようお願いいたします。

### 所得税及び復興特別所得税および国税電子申告 (e-Tax) について

㊦ 国税相談専用ダイヤル ☎ 0570 - 00 - 5901 ※自動音声のため「0」を選択するとつながります

### 町県民税について

㊦ 愛荘町税務課（愛知川庁舎）☎ 0749 - 42 - 7690

## 令和5年分所得税及び復興特別所得税確定申告 令和6年度町県民税申告 相談日程

月	日	曜日	自治会名(字名)	会場
16	金		蚊野外・香之庄・沖宮後・北八木・下八木・矢守	秦荘庁舎 2階 大会議室
17	土		—	
18	日		【休日申告】町内全域	
19	月		蚊野・東出・ジョイフルタウン秦荘東	
20	火		上蚊野・松尾寺南・松尾寺北・斧磨	
21	水		軽野・安孫子	
22	木		岩倉・竹原・常安寺・円城寺	
23	金		—	
24	土		—	
25	日		—	
26	月		南野々目・野々目・元持	
27	火		西出・深草・目加田	
28	水		島川・メイタウン島川・長塚・栗田	
29	木		町内全域	
1	金		長野西・亀原・川原・百々町	
2	土		—	
3	日		【休日申告】町内全域	
4	月		畑田・平居・苅間・愛知川ニュータウン	
5	火		東円堂東・東円堂西	
6	水		長野東・山川原・長野新町・洲ノ下	
7	木		磯部・川久保・石橋・ハーモニータウン	
8	金		市	
9	土		—	
10	日		—	
11	月		中宿・香掛	
12	火		豊満	
13	水		堺町・泉町・源町・八幡町	
14	木		本町・伊勢町・御幸町・祇園町・堂ノ上	
15	金		町内全域	

自治会ごとに日割りをしていますが、あくまで目安とお考えいただき、ご都合のよい日にお越しください。ただし、会場は1日1会場となるため、他の会場では申告ができませんのでお間違のないようお願いいたします。

### 確定申告相談に来庁される皆様へお願い

申告会場では、感染症拡大防止のため、以下の対策に取り組みます。来庁される皆様には、ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。なお、体調が優れない場合は、来庁を控えてくださるようお願いいたします。

- ・申告会場での混雑緩和のため、昨年と同じく相談日当日に入場整理券を配布します。  
(配布時間:午前8時45分から午後4時30分まで)
- ・来庁時には、可能な限り筆記用具等をご持参ください。
- ・暖房を使用しますが、会場の窓や扉を定期的に開け換気を行いますので、会場が冷え込むことがあります。

- ・マイナンバーカードまたは通知カードと本人確認書類(運転免許証・保険証など)をご持参ください。税務署から「確定申告のお知らせはがき」または「電子申告・納税等に係る利用者識別番号等の通知書」が送付された方は、ご持参ください。その他持ち物などについては、2月初めに送付する青色の圧着はがき「令和5年分所得税及び復興特別所得税確定申告および令和6年度町・県民税申告資料」をご覧ください。
- ・医療費控除をされる方は、事前に「医療費控除の明細書」の作成をお願いします。様式や詳細は国税庁ホームページをご覧ください。医療費の領収書の提出は不要となりましたが、ご自宅等で5年間保存する必要があります。申告会場での待ち時間短縮のため、**医療費の集計、農業収支計算等は必ず事前に済ませてから**申告にお越しいただきますようお願いいたします。

㊦ 税務課（愛知川庁舎）☎ 0749 - 42 - 7690

## 産前産後期間相当分の国民健康保険税が免除されます

国民健康保険法施行令の改正により、子育て世帯の負担軽減や次世代育成支援等の観点から、令和 6 年 1 月より国民健康保険に加入している方が出産した場合、産前産後期間にかかる国民健康保険税を免除します。

**対象者**  
愛荘町の国民健康保険に加入中の方で、令和5年11月以降に出産予定または出産した方  
※出産とは妊娠 85 日(4か月)以降の出産(死産・流産・早産・人口妊娠中絶含む)をいいます。

**免除対象期間**  
出産予定日又は出産日の属する月の前月から4か月間  
※多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日の属する月の3か月前から6か月間

**免除額**  
出産する被保険者にかかる、令和6年1月以降の対象となる期間の所得割額と均等割額

**届出方法**  
出産予定日の6か月前から届出できます。届出には以下の書類が必要となります。  
①軽減届出書  
②母子健康手帳などの出産予定日又は出産日が確認できる書類  
③本人確認書類



㊦ 税務課（愛知川庁舎）☎ 0749 - 42 - 7690